**大阪府子ども施策審議会運営要綱**

資料５

（趣　旨）

第１条　この要綱は、大阪府子ども施策審議会条例（平成26年条例第174号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、大阪府子ども施策審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集の通知）

第２条　会長は、審議会の会議の日の７日前までに会議の招集及び会議に付議すべき事項を委員（議事に関係のある専門委員を含む。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（議　事）

第３条　議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

２　議長は、必要と認めるときは、委員及び議事に関係のある専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

（議事要旨）

第４条　議長は、審議会の会議について次に掲げる事項を記載した議事要旨を作成しなければならない。

　一　審議会の会議の日時及び場所

　二　出席した委員及び専門委員の氏名

　三　調査審議の内容

（部会の設置）

第５条　条例第７条第１項の規定により、審議会に置く部会は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 調査審議事項 | 備考 |
| 幼保連携型認定こども園認可部会 | ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。）第25条に規定する事項の調査審議に関すること。 | 条例第7条第５項により本部会の議決をもって審議会の議決とする。 |
| 社会的養育体制整備計画策定部会 | ・社会的養育の取り組むべき課題や取組の方向性を示すための大阪府社会的養育体制整備計画の策定に関すること。 | 条例第7条第５項により本部会の議決をもって審議会の議決とする |
| 子どもの貧困　対策部会 | ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画の進行管理及び検証・改善に関すること。・母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画の策定及び同計画の推進についての重要事項に関すること。 | 条例第7条第５項により本部会の議決をもって審議会の議決とする。 |
| 新たな保育人材のあり方検討部会 | ・新たな保育人材のあり方や養成方法の検討に関すること。 | 条例第7条第５項により本部会の議決をもって審議会の議決とする。 |

２　部会の運営は、審議会に準じて行うものとし、条例及びこの要綱に定めのない事項については、部会長が別に定めるものとする。

附　則

　この要綱は、平成25年８月５日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成26年11月27日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成27年10月28日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成28年６月27日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成29年９月７日から施行する

附　則

　この要綱は、平成30年２月１日から施行する

子どもの貧困対策部会運営要綱

平成３１年３月１８日 部会長決定

（趣　旨）

第一条　この要綱は、大阪府子ども施策審議会運営要綱第５条第２項の規定に基づき、「子どもの貧困対策部会」（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（職　務）

第二条　部会は、大阪府子ども施策審議会運営要綱第５条に掲げる当該調査審議事項について調査審議し、意見を述べるとともに、その施策を実施するために必要な関係機関等の相互の連絡調整に関する事務を行うものとする。

（部会長）

第三条　部会長は、会務を掌理する。

２　部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する部会委員がその職務を代理する。

（会　議）

第四条　部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

２　部会は、部会委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（ワーキンググループ）

第五条　部会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

２　前項に基づき、部会に次の表の左欄に掲げるワーキンググループを設置し、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を担任する。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 担任する事務 |
| 子どもの貧困対策計画策定ワーキンググループ | 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画の策定及び進行管理・検証・改善に関すること。 |
| ひとり親家庭等自立促進計画策定ワーキンググループ | 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する自立促進計画の策定及び同計画の推進についての重要事項に関すること。 |

３　ワーキンググループに属する部会委員は、部会長が指名する。

４　ワーキンググループにワーキンググループ長を置き、部会長が指名する委員がこれに当たる。

５　ワーキンググループ長は、ワーキンググループの会務を掌理する。

６　前条の規定にかかわらず、部会は、ワーキンググループの決議をもって部会の決議とすることができる。

７　この他ワーキンググループの運営は、部会に準じて行うものとする。

（守秘義務）

第六条　部会委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議録）

第七条　部会長は、会議録を調製し、会議の日時及び場所、出席部会委員等の氏名、議事の要領その他必要と認める事項を記載しなければならない。

（会議の公開）

第八条　部会は、会議の公開に関する指針（昭和60年11月26日大阪府知事決定。以下「指針」という。）の趣旨に基づき、原則として公開とする。ただし、指針に規定する非公開にする理由があると部会長が認めるときは、この限りではない。

（意見の聴取等）

第九条　部会は、その審議を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第十条　部会の庶務は、福祉部子ども室子育て支援課において行う。

（委任）

第十一条　この要綱に定めるもののほか、部会又はワーキンググループの運営に関し必要な事項は、それぞれ部会長又はワーキンググループ長が定める。

附　則

この要綱は、平成３１年３月１８日から施行する。